

令和元年度

長野県と長野県土木施工管理技士会
との意見交換会

(確定稿)

令和2年2月13日(木)

ホテル信濃路

【今井長郎事務局長】本日はご苦労さまです只今より、令和元年度長野県公共事業担当部局および会計局と長野県土木施工管理技士会との意見交換会を開催させていただきます。私は技士会の事務局を担当しております今井です。よろしくお願ひいたします。それでは最初に長野県土木施工管理技士会の野島会長よりごあいさつをお願ひいたします。

【野島登会長】皆さんこんにちは。ただいまご紹介いただきました、長野県土木施工管理技士会、会長の野島でございます。意見交換会の開会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げたいと思います。本来ですと、非常に寒い中と申し上げたいところですが、春先、桜の花が咲く頃のような陽気と本日はなっています。私、下伊那から来たんですが、北信へ来て、こんなに雪のない2月というのは初めてという気もしております。除雪等で苦勞なさっている方々、それから災害等で非常にご苦勞なさっている方々いらっしやるとは思いますけど、このように暖かい中での本日の懇談会、よろしくお願ひをしたいと思います。

昨年を振り返ってみますと、国内では平成から令和へと、5月1日に新しい天皇陛下が誕生し、良い一年になれば良いかなと思っていたわけですが、10月の台風19号については列島各地に甚大な被害の爪痕を残してしまいました。長野県におきましても、東北信を中心に上伊那、大北地区など、中南信にまで被害が及んでいます。今回の災害でお亡くなりになられた皆様に哀悼の意を表するとともに、被害を遭われた皆様に心よりお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧・復興を願うばかりです。また、県下各地より災害対応に会員の皆様をはじめ、多くの建設関係者、行政の関係者、市民の皆様や各地より支援していただけるボランティアの皆さんには昼夜を問わず、復旧作業に働かれたことに敬意を表したいと思っております。

今後、被災箇所の復旧工事が本格化してくる訳でございますけど、当会の会員一丸となり、より早く復旧・復興ができ、住民の皆様が以前以上の生活に戻れるよう最大限努める所存でございます。

その意を込めまして、先月1月27日ですが、災害支援金の贈呈を技士会より長野県さんの方へさせていただきました。その節にはいろいろとお世話になりました。ありがとうございました。

このような中、技士会の技術委員会、理事、監事の皆様には県下各地より意見交換会にご出席をいただき誠にありがとうございます。また、皆様方には日頃、技士会の活動に御尽力いただいていることに御礼を申し上げます。

県当局の皆様におかれましては、災害復旧工事の発注、令和元年度の補正予算、新年度の予算等公務ご多忙中のところ、意見交換会にご出席を賜り、深く感謝を申し上げます。さらに、近年は県の公共事業担当部局であります環境部、農政部、林務部、建設部の全部局の皆様にもご出席をいただき、意見交換を行っていただ

けることに對し、重ねて御礼を申し上げます。今後、技士会といたしましても工事のさらなる施工管理、工程管理、安全管理に努力していく所存でございます。ぜひとも計画されたすべての事業が順調に実施できますよう、受発注者が一体となり、取り組みをお願いしたいと思います。

昨今の建設業界の課題として技術者、技能者の不足が大きな問題となっております。県当局におかれましても若年者の建設業への入職促進、資格取得者がどうかするよう施策が行われるよう国への提案等、さらなるバックアップをお願いをいたしたいと思っております。

また、昨年4月より働き方改革法案により労働時間を客観的に把握、残業時間・休日出勤の上限を法律で規制、有休の取得をしない労働者への有休取得が企業の義務化ほか多くの規制がスタートしております。建設現場での勤務体制に大きく影響があります。生産性の向上が叫ばれる中、益々の取り組みが必須と思われま

す。県当局におかれましては、技士会からの長年の要望であります竣工書類の簡素化について引き続き取り組まれており、担当現場技術者の負担軽減につながっていくことを期待したいと思っております。

最後に本日の意見交換会については県下各地の現場で工事に従事する技士会会員より寄せられた声でありますので、時間の許す限り取り上げていただき、本意見交換会が有意義な会になりますようお願いするとともに、本日ご出席の皆様のさらなるご発展とご健勝を祈念いたしまして、開会のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

【今井事務局長】ありがとうございました。引き続きまして長野県を代表しまして青木技術管理室長様よりごあいさつをお願いいたします。

【建設部技術管理室・青木謙通室長】はい。技士会の皆様こんにちは。県を代表しまして建設部技術管理室長の青木謙通です。冒頭に一言ごあいさつ申し上げます。先ほど来、会長さんからお話がありました通り、台風19号の災害復旧ということで、先週までに土木の方につきましては災害査定を終えております。概算額ということで、土木の方は概ね400億円、県分で400億円余。それから特に被害の大きかった佐久では200億円近くということ。そんな中、年度末というお忙しいところ、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

話を変えますと、先ほど桜が、という話でしたが、昨日テレビを見ていましたら、松本城で一輪梅が咲いたということで、非常に住みやすいといえ

住みやすいですが、冬らしくなくということかと思えます。先ほど除雪という話が出たんですが、本日、県議会の開会日ということで、入札制度研究会というところでお話させていただいたことで、やっぱり豪雪地の除雪については厳しいと、前払い制度等の改善等の話が出ておりました。雪も生活に必要な部分もあります

し、なければならないでこういうこともあると。一般的には経済活動やるにはないことが良いという意見もあるかと思いますが、そんなような意見も出ておるところでございます。

さて、先ほども会長さんから言われましたが、1月27日に会長さんはじめ台風19号の義援金の贈呈式にわざわざわ県庁の方まで来ていただきまして、私、塩谷会計管理者とともに立ち合わせていただきまして、多額な義援金を贈呈していただきましたことについて改めて御礼申し上げます。大変ありがとうございます。今回、技士会ということで、土木施工技術に関する向上改善ということが会の目的であるかと思いますが、取り巻く環境、働き方改革をはじめ、ICTを主とする生産性の向上、そんな中で会を取り巻く状況も厳しい面もあるかと思いますが、そんな中で一つご紹介いたしますと、担い手不足に伴う施策として、昨年からはじめさせていただいていますが、県内13の高校の専門課程を受けている高校生を相手に2級土木、2級建築士、それから測量士の資格取得支援のお手伝いを、皆さんもお手伝いいただきまして、産官学共同でやっております。なかなか成果と言われると難しい部分もあるかと思いますが、やっていかないと次の世代の方が入ってこないということだと思いますので、その辺につきましても私どももあまり予算を出していないのですが、ご協力いただきまして次世代を担う技術者の育成にまたご理解をいただければありがたいと思っております。

本日は議題といたしまして、長野県が発注する工事の諸課題ということでございます。先ほども書類の簡素化をはじめ、いろんな課題があるかと思いますが。私どもも、対応する方も真摯に受け止め、お互いに生産性向上、さらには休みが増えるというところを目指し、しっかりやっていきたいと思っております。本日は有意義な意見交換会になることをお願いしまして、冒頭のあいさつに替えさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

【今井技術部長】

はい。どうもありがとうございました。それでは意見交換会に入って参りたいと思っております。最初に事務局の方から本日もご出席の県の皆様方をご紹介させていただきます。それでは先ほどごあいさついただきました青木室長様を除きまして、順不同でございます。最初に建設部技術管理室中島主任専門指導員様、同じく技術管理室副主任専門指導員萩原様、同じく今吉副主任専門指導員様、同じく玉川副主任専門指導員、会計局契約・検査課前田主任工事検査員様、環境部生活排水課課長補佐兼流域下水道係長松尾様、農政部農地整備課中村副主任専門指導員様、林務部森林政策課工藤主任専門指導員様、建設部技術管理室塚田専門指導員様、同じく松林専門指導員様、建設部道路建設課北村担当係長様、林務部森林政策課吉村専門指導員様、以上の皆様です。続きまして、資料の関係ですが、本日お配りしました資料はレジュメ、それから本日の出席者の皆様の席順表でござ

ございます。本日の提案議題につきましては3点ほどございまして、先日、郵送にて送らせていただいておりますが、もし本日お持ちでない方がいましたら事務局の方に若干予備がございますのでお申し出いただきたいと思っております。それでは最初に資料の修正が若干ございますので説明させていただきます。

資料(1)というのがございますが、その7ページをお願いします。その11、しゅん工検査等について。の1番でございますが、竣工検査における項目別評価点等について(東信)なんですけども、この1行目が「項目別評価点の中で出来形及び出来栄えという項目の中に細別で品質という項目の点数があると良いと思います。」となっておりますが、これはすみません。これは「点数があります」に直していただきたいのでよろしく願いいたします。

それからもう1カ所。いまの資料1の後ろの方にカラー版で資料が付いていると思っておりますが、その10ページです。10ページの最下段に「長野県建設工事工事関係書類一覧表」と出ていますが、これは印刷の関係で、次の11ページの頭に行くのがこちらの方に印刷してしまっておりますので、その修正をお願いします。資料の修正は以上の2カ所でございます。

それではこれから時間も限られておりますので意見交換会に入りたいと思っております。

ここからの進行につきましては丸山技術委員長さんをお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【丸山浩次技術委員長】はい。ただいまご紹介いただきました土木施工管理技士会で技術委員長をやっております丸山といいます。今日はよろしく願いいたします。この会がスムーズに進行するようにご協力をよろしく願いいたします。お手元に資料が配布されているかと思っております。本日は新規提案議題が23議題と要望事項が7件ありますが、この資料に基づきまして意見交換という形で提案議題の方を進めさせていただきます。最終23番ですが「発注者受注者のコミュニケーション解消方法について」となっております。これについては時間がありましたら、県の皆様と意見交換、ディスカッションみたいな形でやらせていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

進め方につきまして、それぞれの議題につきまして技士会の技術委員が説明をいたします。なお、質問要望に関しましては支部から上がってきた問題を技士会の方で精査しまして質問させていただいておりますので、質問者の意見じゃないということをご承知おきください。

また、その質問に対しまして県の方々に回答をいただくような形で進めさせていただきますので、追加の質問等がありましたらそこで出していただいて、進めていきたいと思っております。

それでは最初の議題に移らせていただきます。「設計図書の内容・精度につい

て」ということで「地元要望、支障物件への対応。現地と設計図書の相違について」ということですが、すみません。これ全県から出ていますので、私の方から説明させていただきます。

「地域を支える建設業」第38回全体会議での要望においてすでにご回答をいただいておりますが、設計照査・起工測量で業務委託業者の状況確認不足のため設計変更になった事例、平面図・数量のみ（範囲不明瞭発注）で内容変更になった事例、準備工伐採で歩掛計上あるなしで変更協議できなかった事例、ため池改修の盛土材無しで工期延長になった事例、近接工区との調整（事前調整不可の場合）、埋蔵文化財調査等により着手できない事例、地歴調査・追加地質調査を含んだ発注（受注者の専門外調査）などの多くの問題事例が発生しております。「工事一時中止ガイドライン（案）」により、工事一時中止手続きもできますが、一時中止に伴い工期内完成ができず、工事費の増加・技術者拘束期間の延長等、発注者受注者双方マイナス面が拡大します。一時中止とならないよう発注前の調査、高精度の設計を強く要望します、ということで、ご回答よろしく願いいたします。

【建設部技術管理室・今吉聡副主任専門指導員】委託で成果品の品質につきましては業務の打合せ時ですとか納品時の検収、完了検査等の各段階でチェック等を行い、品質確保に努めているところでございます。ただ、ご指摘いただいております通り、現地と設計図書の相違など多々あるということで発注機関の方に周知して発注前の照査等に努めて参りたいと考えております。

【丸山技術委員長】はい。ありがとうございます。関連する質問等ありましたら出していただければと思いますが、よろしいですかね。

この件につきましては実際、全県と言いますか、本部の協会の方でも「工事発注について」ということと「設計積算について」ということでだいたい議していただいておりますので、その都度回答をいただいておりますので、引き続き、こういうことのないようにということで、よろしく願いいたします。

それでは続きまして2番目「発注前の現地調査について」ということで、諏訪支部、よろしく願いいたします。

【諏訪支部・藤森公二男技術副委員長】県内の下水道事業も着手から半世紀余りとなり、近年は更生・耐震化等の維持管理、防災減災に伴う工事の発注が増えてきました。こうした中でこのような工事を受注し事前調査をしていく中で、工法的に施工ができない管種であった。管渠内の流量が多すぎて中継ポンプを停止して作業を行わなければならないため、作業時間が深夜4時間位になってしまった。マンホール内に流量計があり、一時撤去をしなければ施工できない箇所があった。処理場の処理能力不足に伴うバックウォーターが降雨後発生することが分かり、夕立時の後は作業ができないということがありました一などの問題が発生し、協

議の結果、大幅な設計変更を余儀なくされることがありました。一般の工事と違って入札前に受注希望者は現地を確認できないような、このような案件については特に発注者または設計者による詳細な予備調査等により設計をし、また制約等については「現場説明事項・施工条件明示事項」に記載して頂くようお願いをしたいという要望でございます。

【環境部生活排水課・松尾秀樹課長補佐兼流域下水道係長】ただいまご説明いただきました4つの項目を挙げていただいておりますが、実際に昨年度、下水道の工事として発注された案件の事例と承知しております。下水道の管の更生工事とか、耐震化工事につきましては、汚水の流れている中での作業ですとか、流量の少ない時間帯での施工など現場の制約が生じるといったことがございます。このような工事におきまして、特に現地の状況を確認できないような案件につきましては、特に十分な現地調査を行って、施工の状況の検討を十分行いまして、発注時には現場の制約等につきましては現場の説明事項に記載をするよう発注機関に周知を徹底して参りたいと考えております。なお、設計図書に疑義が生じる場合は質問書の提出をお願いしたいとそのように考えております。よろしく願いいたします。

【丸山技術委員長】ありがとうございます。この件に関しまして類似するような項目がありましたら質問の方をお願いします。よろしいでしょうか。はい、それでは続きまして「工事施工三者協議の開催推進について」ということで、飯田支部、よろしく願いいたします。

【飯田支部・山本仁技術委員】最近、工事を受注し設計照査を進めるにあたりまして多くの現場不一致や支障物件、無理な仮設計画、用地問題などが検証されまです。現場着手に至れず「一部または全部中止状態」に近く、工程や原価に大きく影響が出ています。県におきましては平成21年より工事施工三者協議実施要領を制定し、設計照査提出後に発注者および設計者、受注者による三者で協議を行うよう制度化されておりますけれども、実際にはトンネル工事など大型物件では行っているものの、一般工事ではほとんど実施されず、個々に発注者に聞く、設計者に聞いてみてくれとか、そういう確認をいたしますけれど、その回答と解決に非常に多くの時間を要しているのが現状であります。受注者としまして、なんとかこの制度を有効に利用し、工事着手を早め、手戻りやロスがなく無事に施工を完了することができ、また、今後の工事発注の際の三者のスキルアップおよび改善につながることも切望されます。しかし、いまの実施要領では具体的な開催手順や協議の場での様式も制定されておらず、積極的な開催が推進されないところであります。この現状を踏まえ、実施要領の具体化と発注段階での条件明示事項等で対象工事の明示などをして、工事施工三者協議の開催推進を要望いたします。よろしく願いいたします。

【今吉副主任専門指導員】工事施工三者協議の関係になりますが、公共工事の適正な施工を確保し、工事目的物の一層の品質向上を図る上では設計者から施工者へ設計意図を詳細に伝達し三者間で各種情報を共有することが非常に重要であると考えています。先ほどのご説明で三者のスキルアップですとか改善につながるといふこともありますし、非常に重要なことでもありますので本協議の積極的な開催について発注機関に周知して参りたいと考えております。確かに最近あまり実施している例が少ないということも聞いておりますので、再度、発注機関に周知して参りたいと考えております。

【丸山技術委員長】はい。ありがとうございます。それでは引き続きまして4番目。「掘削（切土）の現場状況に適した設計について」ということで、飯山支部、よろしくお願ひいたします。

【飯山支部・滝沢卓也技術委員】直高5m以上の切土法面整形において、切土部の断面が幅5m以下でバックホウの作業スペースが確保できない箇所について、掘削（切土）の概略的な考え方からすると、本体は片切掘削となるべき箇所ですがオープンカットということで、設計となっているケースがあります。この場合、施工段階において切土をするための作業スペースを確保する等の作業も必要であり、施工費用も増大するため、現場に合った適正な設計をお願ひしたい、ということですので。下に概略図を入れさせていただいておりますが、設計が左側、オープンカットで、実際の現場状況は右側です。

【今吉副主任専門指導員】工事の積算につきましては、現場の条件ですとか、積算基準に基づきまして、適当な条件を整理して積算を行っております。現場条件と合わないような積算をしているということでもあります。現場条件に合った積算につきましては再度発注機関に周知をして参りたいと思ひますが、公告の段階に疑問点等ありましたら、質問をいただければと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

【丸山技術委員長】はい。ありがとうございます。よろしいですか。それではカギカッコの1番はこれで終了ということで。2番の支障物件の事前移転について、電柱の支障物について、事前の移設もしくは準備工（概ね1カ月以内）での移設完了としてほしいということについて、上小支部、よろしくお願ひします。

【上小支部・関三喜男技術委員】上小支部の関と申します。よろしくお願ひいたします。道路拡幅に伴い施工協議したところ、11本の電柱がこれからの移設の申請ということでございました。入札前の条件明示には「協議中」との明示。これならいいなと応札し、開けてみたら上記のような内容。協議の中で、担当者の認識が、「施工業者の方で申請じゃあないの？」の認識レベルでした。結果、6月に受注、7月から11月までの移設期間。やれる所から着手としても、2カ月の未着工（ロスタイム）がありました。発注プロセスに必ず情報共有をしていた

だき、ロスタイムのないよう切に願います。今回はN T Tのみで比較的対応が早いほうでしたが、2カ月間要しました。これが中電であったら、停電の関係上もっと待たされたと思っっているということでもあります。発注者の言い分「実際に受注された業者に施工図を起こしてもらい、移設先の用地等の確認をしてから実施という手段を踏んでいる」との説明。結論、事前の移設は事実上不可能という実態。用地買収がある場合は、追加買収がない以外は、事前に移設はできるはず。やる気がないとしか言いようがないとのことでございます。用地買収した場合、コンサルタント業務に事前移設の立会業務を入れるべき。条件明示での「協議中」は虚偽記載です。4段階プロセス程度を詳細に記載すべきということでございます。参考として、何月何日、段階において1から4ございまして、1、周知段階なのか。中電、N T T、有線、U C Vなど記載していただきたい。2番、移設設計段階なのか。3番、移設日程調整中段階なのか。4番、移設完了なのか。ということでございます。よろしく願います。

【丸山技術委員長】はい、ありがとうございます。大変強い言い方ですけども、すみません、よろしく願います。

【今吉副主任専門指導員】技術管理室の今吉です。私のほうから回答させていただきます。支障物件の関係につきましては、基本的には発注前に済ませておくべきものですが、やむを得ず、電柱移転等が未整備で公告するケースもございます。その際には、現場条件明示書に、その旨を明示するとしております。ただ、条件明示書に現在書いている内容ですと、足りない部分もあるかと思ひますけれども、ご提案いただいたように、発注時の移転見込みといったようなものも極力実施するように、今後発注機関に周知してまいりたいというふうにございます。以上です。

【関技術委員】はい。ありがとうございます。よろしく願います。

【丸山技術委員長】はい、ありがとうございます。

【関川理事】これ、毎年、どこかの地区でも出る話ですけど、何とかならないものではないでしょうか。実際、受注者が下請けに出すときに、ここに書いてあるように、多々あるんですけど、その間、待っている。中止というわけにはいかない。以前の現場では、新設とかであれば着手する前に中止可能だよとなったんですけど、やっぱり中止というわけにはいかないという話も現にありました。どうしてもそういう現場はあるかもしれないですけど、電柱の移転というのは申請すればできることですので、ぜひ発注前に済ませていただければ、ありがたいと思ひます。毎回の意見なのですけど、よろしく願います。

【今吉副主任専門指導員】そうですね。できるだけご迷惑をお掛けしないような形で、電柱移転につきましても、相手方もいることですので、時間も見えないところはありますが、極力、工事で、ご迷惑を掛けない形で進めていきたいと思ひます。

っておりますので、よろしく申し上げます。

【青木室長】発注がいけないということで、はっきりいうと、担当のレベルの差かなというところがあると。皆さんが一番ご存じだと思いますけど、あるのかなと思います。いずれにしても、今、言われたところが本当だとすれば、虚偽記載でもあると思いますので。やり方とすれば、開札してこういう、やった段階という話になるか、いろんな方法がとれて、例えば電柱を移設しなくても、移設できるものは移設できる可能性もありましようし、できないんだったら当面移設しない方法もあります。その辺は、事務所に係長がおりますし、課長もいますので、担当と話しても駄目な場合もあるかなとは思いますが、もちろん私どもとしては当然、先ほどの回答のとおり、周知徹底してそのようなことがないようにいたしますけど、なかなか数多くて、人も多い中、こういった事例も、言われたとおりあるということなので、ぜひそういうところの事務処理は、そういった話の中で対応できるかと思っておりますので、もちろん周知はしますけれども、そういったことをご相談いただければ、ひとつ解決になるかなと思っておりますので、合わせてお願いしたいと思っております。

【丸山技術委員長】はい、どうぞ。

【小松理事】これ、下の埋設物に対して、市町村等での上水、ガス、管系なんか、発注後に、上水にしても下水にしても、話は聞いてないよっていうのが多々ありますので、設計書の段階で、このように書かれているようなことがもっと詳しく、入札の落札予定も、現在どのぐらいの予定でもって協議する予定でも構いませんので、電気工事に関しては何々を予定して、上水管については市町村の何課の担当は誰だという形でもって、詳細に記載してもらおうと、入札する者、工事に入る者は、非常に安心を持って現場に入れるということがありますので、発注側でもって、特に市町村のほうへも、明記するよう、今の電気等もありますけど、そちらも付け加えてお願いしたいという意見が出てたっていうのを、ぜひ検討していただきたいと思っております。

【柳沢昌美副会長】ちょっとすいません。今、上小支部のほうからの質問ということで、私、実は、今、上小支部の支部長も仰せつかっておりまして、そんな立場からちょっとお願いをしたいと思っております。今、ちょっとこれ聞きまして、実は私、これ今、認識がなくて、大変申し訳なく思っておりますが、今、だいぶ強い文章がありまして、そんな中、これが例えば担当者にもどのように伝わっているかわかりませんが、ここの会議にあったということで、この問題が、県の本部のほうといたしますか技術管理室のほうから、上田建設事務所のほうに、トップダウンで流れてしまいますと、非常に私の支部としても、上田建設事務所との対応で、非常に難しい部分があるなというふうに、今、感じておりますので、これ、私どものほうでもう一度建設事務所と詰めますので、それから何かご指示等々が

ありましたら、そんなふうに取りはからっていただければと、こんなお願いでございます。よろしく申し上げます。

【青木室長】平たくいえば、元はと言えば、出てはまずい話なので。

【柳沢副会長】それはそれとして、順序を踏みたいと。

【青木室長】先ほどの件ですが中電等含めて占用者会議はやってるんですけど、なかなかその辺が伝わらないこともあるので、しっかり発注機関が意図を持ってやっていきたいと思います。

【柳沢副会長】お願いします。

【野島会長】私のほうからも一つお願いをします。既にご存じだと思いますが、今年10月から、架空線の保護管の取り付け等が有償化になると。今までは無償でやってたのが、10月以降のものについては有償化になります。それも中電さんの下請けさんの工事に、中電に連絡すると下請けさんの業者に連絡がいった、要するに下請けさんの業者と打ち合わせをしてくださいというような、まだ細かい文章は流れてないのですが、そのような一文が、昨年暮れに流れております。全部、費用負担も含めた中での、またご検討を、ぜひともよろしくお願いをしたいと思います。これが初めて導入されるものですから、今までも確か、道路敷内の架空線につきましては、全部、中電さんで費用を見ますというようなものがあつたと思いますけれど、それが事業者にというような話がありましたので、どっちが、業者が負担するのか、発注者が負担するのか等々も含めて、またご検討のほう、よろしくお願いをいたします。以上でございます。

【建設部技術管理室・塚田英樹専門指導員】すみません。技術管理室の塚田といいます。今の件ですけれども、有償になるという話、道路管理課のほうへ、中電のほうからお話があつたようで、うちのほうの技術管理室でも把握はしているんですけれども、道路敷内をどうするのかとか、そういったところを、今、道路管理課中心に詰めてもらっていますので、そのルールが決まったら、有償で、県のほうで積算で見れる部分については見ていきたいと考えておりますので、もう少しお待ちいただければと思います。よろしく申し上げます。

【野島会長】ありがとうございます。

【丸山技術委員長】はい。ありがとうございます。またこの件につきましては、一番最後に、こういうのも含めまして、ディスカッションみたいな形で、また時間があれば取りたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。よろしいですかね。それでは引き続きまして、6番目、長期のため池工事への要望についてということで、同じく上小支部、よろしくお願いをいたします。

【関技術委員】引き続き上小支部からよろしくお願いをいたします。ため池の工事で2年にまたがるような長期にわたる工事が発注され、応札者が少ない状況となっていると思いますが、長期工事は技術者が張り付くことと、経費が嵩み採算が

取れないことによるものだと思います。長期工事には、それに合う経費の見直しをお願いします。また2年間の工事期間でも、連続して本工事ができるものではなく、農作業に合わせて、1年に1度は水を張らなくてはなりません。農作業の周期に合わせて、1年ごとにしゅん工できるような発注方法への変更をお願いしますということでございます。よろしく申し上げます。

【丸山技術委員長】はい。ありがとうございます。それでは県のご回答をよろしく申し上げます。

【農政部農地整備課・中村克彦副主任専門指導員】農地整備課の中村と申します。ただ今のご要望に対して回答させていただきます。ため池工事の中でも耐震化工事につきましては、特に早期の効果の発現を図る必要があります。合わせて効率的な施工を行うために、通年施工により堤体工事と合わせて関連する設備を発注する工事を実施することがございます。分割可能な地区につきましては、単年度に竣工できる内容で発注も検討しておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。また、発注環境も労働者の確保を含みますが、調達環境の厳しい建設資材等につきましては、設計変更による対応も検討していきますので、発注者と協議をよろしくお願したいと思っております。いずれにしましても、ご要望の趣旨や事業計画を踏まえまして、今後、適切な予定価格等の設定を進めてまいりたいと思っております。よろしくお願いたします。

【関技術委員】ありがとうございます。よろしくお願いたします。

【丸山技術委員長】はい。ありがとうございます。それでは続きまして、工事の着手についてということで、飯田支部、よろしくお願いたします。

【山本技術委員】飯田支部の山本でございます。工事の着手についてということで、提案させていただきます。工事の着手について、共通仕様書では30日以内とされ施工計画書の提出も30日以内ということの間接的に言われております。施工計画書を作成するにあたり、設計照査、現場踏査、地元挨拶、施工方法の検討、地元説明会などを行う必要があります。その結果により施工計画は大きく変わる予想もされ、形だけの施工計画、歯抜けのような状態になっているのが、今の現状であります。変更施工計画書の提出回数も多く、煩雑になります。以上のような想定されない事情がある場合、土木共通仕様書の1-1-1-12 工事着手の項にあるとおり、特別な事情ということで適用をしていただきまして、適切な工事着手日への修正や着手前の起工測量の実施の許可など、臨機に対応ができるよう柔軟な配慮をお願したいと思っております。よろしくお願いたします。

【丸山技術委員長】はい。ありがとうございます。施工計画書についてということで、県のご回答、よろしくお願いたします。

【建設部技術管理室・玉川博之副主任専門指導員】技術管理室基準指導班の玉川です。私から回答させていただきます。ご提案は、施工計画を作成するための期

間が短いので、その提出時期を柔軟に対応いただきたいというようなことかと思
います。工事の着手と、あと施工計画書の提出につきましては、土木工事共通仕
様書に掲げられていまして、工事の着手は準備期間内に行うということと、施工
計画書は着手前に提出することとなっているところでございます。ということで
ございますので、一応、現行ルールの中では、着手前に施工計画書の提出をお願
いしたい、こういうことでございます。ただ、準備期間でございますけれども、
従来 30 日以内となっていました、平成 30 年度から、週休 2 日に向けた、適切
な工期設定の運用という中で、工種ごとにこの準備期間が異なった設定がされて
おります。これは 30 日から 90 日の幅がある中で設定されることになっておりま
す。ということで、共通仕様書においても、準備期間内に着手するということが
改正をしておるところでございますし、その準備期間というものは、現場説明事
項のところに明示するというところでございますので、若干余裕が出
た項目もあるということでございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。それ
から特別な事情ということで認めていただきたいということでございますけれ
ども、突発的な理由等によりまして、直ちに着手できない事態等考えられるわけ
でございますけれども、原則的には受発注者間の協議で決定していただくことが
基本だろうと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

【山本技術委員】ありがとうございます。柔軟な準備期間の対応というのは非常
にありがたいと思っております。ぜひ積極的な対応をお願いしたいと思ひますが、
ただ、先ほど来からのお話の中に、なかなか工事に着手できないというのが非常
に問題になります。先ほど、私も発表させていただきました三者協議の件もあり
ますけど、とにかく最初に着手できないという現状であります。各組織に指導さ
れるというのは、答えるのは簡単な話でございますけれども、全然改善されな
いので、お願ひをしているところであります。何らか、こういうことのないような、
指導だけではなくて、何らかの方策を、またご提案いただければと思ひます。ち
なみに、国土交通省、中部地整で、来年、令和 2 年度から試行ということをして
聞いておりますけれど、施工計画の打ち合わせをする前に、工事準備打ち合わせ会
を開催するというところであります。それには、工事準備打ち合わせ会というのは、
条件の確認や地元の状況、留意点など、固有情報を共有することにより、工事の
円滑化を図るといふ、そういう目的で、とにかく施工計画を出す前に、先に打ち
合わせをしましょうと、そういうことで、発注者、受注者、両方同席の中で打ち
合わせをするようでございます。そういうことが、今まで遅れ遅れになっていた
工事の着手の課題解決になるんじゃないかと、私もちょっと他官庁さんではあり
ますけれど、そのように思ったところでありますので、ぜひそういう何らかの対
応といふか対策をとっていただいたほうが、われわれ業者としても受注者として
も助かるだろうと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

【丸山技術委員長】はい。ありがとうございます。よろしいでしょうか。

【玉川副主任専門指導員】すいません。国交省の今の話、ちょっと承知してなかったものですから、その辺の情報も入手する中で、検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

【山本技術委員】よろしくお願ひします。

【丸山技術委員長】はい。ありがとうございます。それでは引き続きまして、8番、技術者制度についてということで技術者の兼務について、松筑支部、よろしくお願ひいたします。

【松筑支部・児玉一良技術副委員長】松筑支部の児玉と申します。よろしくお願ひいたします。技術者の兼務についてということで、工事を受注するには、受注機会が増えて良い制度だとは思いますが、しかし現場を担当する技術者側から見ると、現場管理（安全、工程、品質、原価）が2倍になると思われます。当然、書類作成も増大してきます。「働き方改革」で「休日数の増加」「残業時間の短縮」が叫ばれている昨今、いささか矛盾しているように思われますということで、対策としてですけれども、今後、発注者も含め受注者においても、本当に必要な現場管理、書類の簡素化等について議論をしっかりとさせていただきたいということでお願ひしたいです。

【丸山技術委員長】はい。それでは県のほうから、よろしくお願ひいたします。

【建設部技術管理室・萩原淳副主任専門指導員】技術管理室入札・契約班の萩原です。よろしくお願ひします。現場技術者の兼務についてですけれども、ご提案のご意見のとおり、働き方改革の推進にあたっては、書類の簡素化、また技術者さんの負担を軽くするという取り組みがなければ、このままですと週休2日の取り組み、また、現場が閉所できても、現場が週休2日でも、技術者の方は事務所に、会社に帰って書類作成とか、そういった残業の仕事が残ってしまうということで、現状のままでは、負担が増すばかりで、働き方改革やそれに伴う休日の確保には結び付いてないという認識はしております。なお、専任の主任技術者さんが、複数の工事を兼務できる案件というのは、工事の対象となる工作物が一体性、もしくは連続性を認められる工事、相互的に調整を要する工事、かつ相互の間隔がおおむね10km以内であるという条件を満たす場合のみ認めておきまして、安易に兼務を認めているものではございません。また、監理技術者さんにはこの兼務という概念は適用されません。また主任技術者さんは、施工計画、工程管理、品質管理などを行うと共に、工事の施工に携わる方の技術上の指導などの職務を担っていらっしゃいますので、品質や安全の向上に向けて、この兼務という制度は引き続き適切に運用していきたいと思っております。また、今般、非常に大きな災害が発生しまして、発注の件数が膨大な量となってきます。こういった適切な運用と言っておきながら、こちらのほうで何とか兼務してでもやっただけな

いかというような話もあるかもしれませんが、台風 19 号災害の復旧工事に限っては、工事成績評定がいないという工事であれば、書類のほうを大幅に簡素化していくというような試みも行っておりますので、そうした工事を受注された場合には、簡素化するというほうの選択をされるということもご検討いただければと思います。

【児玉技術副委員長】災害のときの工事、簡素化できるということなんですから、実際の工事だって簡素化していけるはずなんですから、そういう面で、ちょっと前向きに考えてやっていただければと思います。よろしくをお願いします。

【丸山技術委員長】はい。ありがとうございます。よろしいですかね。それでは引き続きまして、ICT 活用工事を実施する場合の疑問点（質問）についてということで、木曾支部、よろしくお願ひいたします。

【木曾支部・宮嶋浩己技術委員】木曾支部の宮嶋です。ICT 活用工事についてということで、ICT 活用工事を実施する場合の疑問点について、①番としまして、UAV、レーザー測量の実施については、準備として除草・伐採・集積・運搬搬出・処理等を行い測量するわけですが、この全ての作業は共通仮設費に含まれているのですか。②番、準備作業に重機類等を使用し、実施した場合は、踏み均しするため、地山の現況が変わる箇所がありますが、その三次元起工測量データが設計図書の地山面として考えてよろしいですか。③番目として、発注者指定型 ICT 活用工事の場合において、転石／岩盤等が発生し、一部又は相当の面積でマシンコントロールが活用できなくなった場合について、途中までの費用に関しては、どのような計上になるのでしょうか。2番、出来形管理については、面管理と通常管理の両方法になるのですか。④番、施工完了後に掘削法面が崩落し、設計断面への復旧ができない箇所の出来形管理はどう対処すればよいですか。⑤番、土質によっては、降雨による侵食等が著しく、出来形測量実施時まで、シート養生を広範囲に実施し保護しますが、部分的に完了した箇所を3次元出来形測量を実施することで、法面工（植生マット、植生シート、基盤材、モルタル、コンクリート吹付等）の次施工が着手できると考えます。この場合は、3次元出来形測量の回数が増えることで、測量等にかかる費用を協議等により増工計上していただけるのでしょうか。以上です。よろしくお願ひいたします。

【丸山技術委員長】はい。ありがとうございます。では県のご回答、よろしくお願ひいたします。

【玉川副主任専門指導員】技術管理室基準指導班、玉川です。ICT 活用工事についてということでご提案いただいております。回答の前に申し上げますけれども、今年、ICT 活用工事全体で 50 件ほど施工していただいております。昨年が 17 件ですので、だいぶ数も増えてきているということで、積極的な活用をいただいていることに対しまして、感謝を申し上げます。活用工事の疑問点という

ことで、5つほどいただいておりますが、まず①の部分で、仮設費に含む部分というものなんですけれども、共通仮設費の率分に含まれるのは、積算基準に記されているとおりなんですけれども、伐木、これはブルドーザー、レーキドーザ、バックホウ等によるものです。それから徐根、除草、整地で、現場内での集積積み込み作業を含むものです。これは率分に含まれるとされています。それから、含まれないものとしましては、チェーンソーによる伐木、それから伐開、徐根、除草等に伴い発生する建設副産物を現場外に搬出する費用、それからそれらの処分費は率分に含まれないということになります。それから②番ですが、準備工で踏みならしたものを設計地山ということなんですけれども、これは準備作業の結果による地形の改変は、着手前の状況そのものになろうかと思うので、これは差し支えないとも考えます。それから③で施工中に岩盤等が出てきた状況ということで2点ございますが、まず発注者指定型におきましても、ICTを全てやらないといけないとはしておりません。ICT技術の一部活用でも、あるいは区間を区切ったICT施工でも構わないこととしております。ただし、監督員が認めることというのが前提となっておりますので、協議をして決めていただきたいというふうに思います。1の場合ですが、費用の計上についてですが、ICT土工と通常土工それぞれの施工量で精算する形になります。2の場合の出来形管理の方法ですが、これにつきましては、ICTでやった部分を3次元の出来形管理でやって、残りの部分を通常管理でやるか、あるいは全部を通常の出来形管理でやるか、いずれの方法でも構わないというふうに考えられます。それから④で、法面が崩落してしまった場合はどうするか、ということなんですけれども、その部分、設計断面への復旧ができない等の理由があれば、この部分を面管理から外すということが考えられるかと思っております。それから⑤につきましては、出来形管理が何回にもなってしまって費用がかかるという部分でございますけれども、現状、出来形管理に要する費用は技術管理費の率分に含まれるとされておるところでございます。変更の対象とはできないということになっております。ただ、このような場合も、面管理ではなくて通常管理とすることは可能だと考えますので、効率化と、あと費用の面の兼ね合いで、どちらか選択いただくような形になろうかと思っておりますので、よろしくお願いたします。以上です。

【宮嶋技術委員】はい。ありがとうございました。

【丸山技術委員長】よろしいでしょうか。それでは続きまして、コンクリート構造物の施工について、橋台、橋脚の増し打ちについてということで、佐久支部、よろしくお願いたします。

【佐久支部・黒澤和之技術委員】佐久支部の黒澤と申します。よろしくお願いたします。橋台、橋脚の増し打ちについて、差筋の管理基準を設けていただきたいということです。あと施工アンカーの管理基準に準じて管理しましたが、独自の基

準が必要だと感じたと言うことです。道路橋示方書にのっとりするため、新設の施工と同様になり施工が困難でしたということです。よろしくをお願いします。

【丸山技術委員長】はい。ありがとうございます。では県のご回答をよろしくお願ひいたします。

【建設部道路建設課・北村雄一担当係長】道路建設課国道・橋梁係の北村と申します。当課の案件でございますので、こちらのほうから回答申し上げます。今回、橋梁の4車線化に伴います既設の橋台、橋脚を嵩上げ工事するというので、この工事におきましては特殊な工事でございます。また当方の変更検討に時間を要するなど、受注者さまにはご迷惑をお掛けしまして、また、大変ご苦勞をされました工事でございます。ただ、年度内にしゅん工となりますので、この場を借りまして感謝申し上げます。ご指摘の差筋の出来形管理につきましては、鉄筋監査によりまして、既設の鉄筋を避けて、削孔設置するために、新設の鉄筋工の管理技術は適用をしておらず、県の土木工事共通仕様書にございます、後施工アンカー出来形管理基準を用いたと聞いております。引き続き、基準が本来定められていない工種につきましては、類似工種の管理基準を流用していただくなど、監督員と協議をしていただいた上で、施工管理を行っていただくようお願いしたいと思ひます。以上でございます。

【丸山技術委員長】よろしいでしょうか。

【佐久支部・小林俊司理事】すみません。お察しの現場ですけれども、当初の設計、発注段階では2,000万円の工事、6カ月ぐらいの施工期間だったかと思うんですけれども、結局1年間、施工が一切できずに、ずっと協議で終わっている。台風19号の関係で、担当の方も非常に忙しい中、いまだにまだ、しゅん工ができていないという状況だと聞いておりますけれども、本当に監督員と、非常に一生懸命、施工業者に負担をかけないようにということで動いていただきまして、非常に感謝しているわけですけれども、実際に、そうすると当初の設計と、同額もしくは減額になった場合の経費はどうなるんでしょうか。実際には半年で終わるはずだった工事が、3カ月間の休工期間はあったにしろ、1年半拘束されているという状況です。先ほどからも設計変更とか現状との違いによって非常に迷惑しているという話、出ていますけれども、今回につきましても、率計算でいくものについて、工期延長に伴う、そこら辺の施工業者への負担を無理強いされているという印象を受けているんですが、いかがでしょうか。直接工事費に基づいて率で計算していく管理費等につきましては、工期が1年間延びたからといって増えるわけではないかと思うんですけれども、現場か、仮設経費とかも計算で入れられるものは延長していただいたと聞いてはおりますが、現場代理人の給与等、出来高が上がっていかないと実際には上がらないものが、実際には施工のボリューム自体は、わずか、全然変わってない、もしくは減額になっていくという中では、

その率計算の分も減ってしまうという危険性があるかと思うんですが、それを施工業者への負担で終わらせていいのか、発注者として何かしら対策を検討していただけるのか。先ほどの、2カ月、3カ月、現場が長引くことによる経費負担は、施工業者が実質は我慢して泣いているというところだと思うんですけども、施工協議で見ていただける範囲と、見ていただけない、これはちょっと申し訳ないねと、やはり泣きつかれてしまうところが結構多いように感じておりますが、いかがでしょうか。

【塚田専門指導員】技術管理室の塚田ですけれども、今の場合って、工事中止を一切かけてないで、工期だけが延びてしまっているという状態ということでしょうか。

【小林理事】実際に、施工、直接工事費が、例えば工事全体を2,000万として、直接工事費が1,000万円だとして、その直接工事費1,000万が全く変わらないとすると、総額はあまり変わらないですよ。設計変更をかけて、結局、直接工事費が同じで済んでしまえば、経費分が、まだ設計変更がかかって増額になるのであれば、その中で工期延長分の経費等をみることができると思うんですけども、設計変更はかけましたけれども、増額になりませんでしたという場合には、現場代理人だけ、主任技術者だけ、拘束されるだけ拘束されて、受注機会も失っていく。3カ月の休工期間で、結局その間に仕事を受注しろといっても受注できないですし、受注機会を失う、さらに経費はかかる、施工業者にとっては非常にダブルパンチで効いてくる痛みなんですけれども。

【塚田専門指導員】今の歩掛の基準上は、そういった場合のときの経費は特に割り増すようなことはなくて、工事中止がかかればその期間にかかった経費については見させていただくという形の、今、ルールしかないので、ご意見を国のほうへ、お伝えさせていただいて、そういった場合の経費は割り増しにできるかどうかというのを確認したいと思います。よろしく願いいたします。

【小林理事】すいません。ありがとうございます。監督員さんたち、一生懸命やってくださってますんで、本当にありがとうございます。

【丸山技術委員長】はい。ありがとうございます。それでは続きまして、コンクリート配合についてということで、伊那支部、よろしく願いします。

【伊那支部・福澤康男技術委員】伊那支部の福澤です。よろしく願いいたします。コンクリート配合についてということで、現在、県のコンクリート配合は、鉄筋コンクリートの橋台や橋脚でも最大骨材寸法が40mmとなっております。橋脚の配筋は特に密集している箇所が多く、40mm以下の間隔しかない箇所も多く見受けられているため、均一したコンクリート構造物の施工は困難な状況であります。国土交通省中部地方整備局でも、鉄筋コンクリート構造物の最大骨材を25mmとしています。コンクリート配合の変更は、各現場で施工承諾を行わなけ

ればなりません。施工承諾では受注者負担で配合変更をしなければなりません。このような仕様につきましては、県の設計基準で定められていますが、どのような理由で改定ができないのか、ご説明をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【丸山技術委員長】はい。ありがとうございます。それでは県のご回答をよろしくお願いいたします。

【北村係長】道路建設課の北村です。引き続き回答させていただきます。コンクリートの配合につきましては、経済的なコンクリートにするためには、一般的に粗骨材最大寸法を大きくするほうが有利という、基本的な観点がありまして、県の設計基準においても、部材の最小寸法が 25cm 以上の標準的な鉄筋構造物につきましては、粗骨材の最大寸法 40mm の生コンを用いるということを標準としております。おっしゃるとおり、耐震の関係もございまして、鉄筋量が多くなる構造物につきましては、今後とも詳細設計の照査におきましても、コンクリート標準仕様書ですとか、道路橋示方書で規定いたします鉄筋のあきというものを、施工性に関わるチェックというのを十分に行うなど、当初発注時に、適正な配合条件の生コンを計上するように配慮してもらいたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【福澤技術委員】経済性の理由でということがありましたけれども、実際問題として、プロテクト橋台の打設に関しては、通常コンクリートポンプ車による仮設が、今、慣例となっておりますけれども、今、高性能のポンプ車もありますので、40mm でも打設可能であります。しかしながら、実際に、じゃあ経済性といったときに、現場で施工する皆さんのコンクリートの扱いだとか、そういうものを考えたときに、いつも現場の中はすごい状態で、打設するのが実情であります。そういったことも経済性の一部で考えていただけると、実際の現場は、大変、これから良いコンクリートをいかに楽とっては何ですけれども、簡易に施工できるようになるんじゃないかと思っておりますので、その辺、ぜひ検討いただきたいと思いますが、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

【北村係長】スランプを 12 に上げたとか、施工性の向上というのも、技術管理室でも図っているというふうに聞いておりますので、そういったことも含めて取り扱っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【丸山技術委員長】はい。ありがとうございます。続きまして、設計変更についてということで、コンクリート寒中養生の設計変更対象について、南佐久支部、お願いします。

【南佐久支部・中島剛技術委員】南佐久支部の中島です。よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。コンクリート寒中養生の設計変更対象について、当初設計で寒中養生が計上されていない場合、「計画工程に基づいた対象期間を

変更対象とする」となっておりますが、様々な現場状況の変化や現場環境の悪条件等により、工程が遅れた場合においても、実際に寒中養生を行った期間を変更対象にさせていただきたいと存じますが、よろしく願いいたします。

【丸山技術委員長】はい。ありがとうございます。それでは県のご回答をよろしく願いいたします。

【今吉副主任専門指導員】技術管理室基準指導班、今吉です。私のほうから説明いたします。設計変更の関係になりますけれども、当初発注時点で予期し得なかった条件が確認された場合ですとか、受注者の責によらない工期の延長等、設計変更ガイドラインにより設計変更ができるケースもございますので、監督員とご協議させていただきたいと思っております。以上です。

【丸山技術委員長】はい。ありがとうございます。ほぼ半分終わりました、この辺で10分ほど休憩を取りたいと思っております。3時半ぐらいから開始ということで、よろしく願いいたします。

【休憩】

【丸山技術委員長】それでは、お揃いのようなので、再開したいと思います。よろしく願いします。先ほどに続くところで、交通誘導員のGSシステムの運用についてということで、松筑支部よりよろしく願いします。

【児玉技術副委員長】改めまして、松筑支部の児玉と申します。よろしく願いします。交通誘導員のGSシステムの運用についてということで、昨年度も交通誘導員が足りないということでご返答いただいたときに、GSシステムということもあって、前向きに考えていただけるようなお話をいただいている中の検証というような格好で、今回話していただいております。交通誘導員の手配がつかず2名で規制するところを、1名でGSシステムを用いて規制を行いました。精算はGSシステムに理解をいただき交通誘導員2名分で計上していただきましたが、実際、交通誘導員2名分だと10,900円掛ける2名で、21,800円に対し、支払いは現状の実績だと17,500円交通誘導員プラスシステム使用料が18,500円かかるということで、合わせると36,000円になってしまいます。となるため、工夫をして現場を行っても、諸経費まで全て支払っても、赤字が積み重なる状態になっております。なるべく、現場でもう誘導員自体の単価が合わないということも分かっている上で、積み重なっている問題なので、現場に合わせたような変更が可能ならと思っております。よろしく願いします。

【丸山技術委員長】はい。ありがとうございます。それでは県のご回答よろしく願いいたします。

【今吉副主任専門指導員】技術管理室基準指導班、今吉です。ご説明します。交

通誘導員の単価の関係になりますけれども、誘導員の設計単価につきましては、他の労務単価と同様に、市場調査、労務費調査と呼んでおりますけれども、それを元に国土交通省で定めております。ですので、国の調査で定められた単価ということで、われわれも適正な価格というふうに考えております。なお、単価が、警備会社に必要な諸経費というものが含まれておらないということで、法定福利費などにつきましては、現場管理費に含まれているということでもありますので、ご注意いただきたいというふうに思います。以上になります。

【児玉技術副委員長】設計単価と実勢価格、現場管理費ではどうしても足りない部分が多くなってしまっているの、これ、以前の質問の中では、国交省うんぬんではなく、県でしっかり考えてやってもらいたいということも書いてあったのが消されているんですけども、気持ちとしては、県で、独自でもいいので、現場に合うような格好を考えて進めていただきたいと思っております。

【今吉副主任専門指導員】県のほうでどこまでできるかということも含めて、検討していきたいというふうに思っております。

【丸山技術委員長】はい。ありがとうございます。ちなみに、この件につきましては、県の地域を支える建設業のほうでも、だいぶ時間を割いて議しております、やっぱり業界のほうでも実情に合っていないってことで締めくくられていますので、なるべく実情に合ったような形でいっていただけるなり、また何かいい方法があれば検討していただけるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。引き続きまして、舗装施工の重機運搬の積算についてということで、また松筑支部よろしく願いします。

【児玉技術副委員長】もう一度松筑支部のほうからお願いしたいと思っております。舗装施工の重機運搬の精算についてということでお願いいたします。舗装施工工事で、路盤での開放が厳しい時代となってきています。舗装工事の施工も片側ずつ、2回に分けて施工しなければならず、運搬費も2倍掛かります。基層があれば、最低3回、乳剤散布も複数日を要します。1日分の施工量があれば問題はありませんが、それに満たない施工量の場合、舗装単価は設計単価を大幅に上回ってしまうため、実情に合った設計変更をお願いいたしますということです。

【丸山技術委員長】はい。それではご回答、よろしく願いします。

【今吉副主任専門指導員】技術管理室基準指導班の今吉です。私のほうから説明します。現在、県が準用しております積算基準、これは国土交通省の積算基準になります。それで見ますと舗装を数回に分けた形での計上というのは、行っていないのが現状でございますので、県独自の積算基準というわけにはいかない状況でございますので、それをご理解いただきたいと思っております。また、建設機械等の日々回送に要する費用につきましては、共通仮設費に含まれておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。以上になります。

【児玉技術副委員長】これにつきましても、融通が利くような法整備ができるようをお願いできればと思っています。

【丸山技術委員長】関連の質問ございませんか。よろしいでしょうか。それでは続きまして、品質管理について、林務部のコンクリート品質管理についてということで、飯山支部、よろしくお願ひします。

【飯山支部・滝沢卓也技術委員】飯山支部の滝沢です。よろしくお願ひいたします。林務部の品質管理項目の中に、コンクリート圧縮強度試験の試験基準が「打設日1日につき1回(材齢28日)採取する。初回打設日のみ6本(材齢7日と28日)採取する。」とありますが、コンクリートブロック製作時等の1回の打設量が少量でも、毎日打設する場合、試験回数が多くなってしまいます。試験基準を建設部の1日1回以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20 m³から150 m³ごとに1回というようにしていただきたいということです。

【丸山技術委員長】はい。では県のご回答、よろしくお願ひいたします。

【林務部森林政策課・工藤和彦主任専門指導員】森林政策課の工藤ですが、私のほうから述べさせていただきます。ここにもちょっと書いたのですが、書いてあるとおりなのですが、ブロック積み等は200 m³当たり1回採取するというのがありまして、今回、現場打設していいですか、現場製作だったのかなと思うので、こちらを適用していただくと、回数が減るんじゃないかなというふうに思っております。ただ、それを使わずにやったという経緯等については、なかなか承知していないものですから、何とも言えない部分があるのですが、こちらのほうを使っていただくことによって、相当量減らせたのじゃないかな、これを使っていただければよかったのかなというふうに思っています。基本的には、ここにも書いてあるのですが、林野庁のほうの基準を参考にしてつくっているというような経過もございまして、当面は改訂の予定がないという状況です。現実的に、すいません。回答、一通りお話ししなければなんで、すいません。林務部の林務土木工事施工管理基準という中で、品質管理については定めておりまして、圧縮強度試験の試験基準としては、言っていたように、荷下ろし時に仮設場所で採取して、現場養生した後、再度試験すると。それから、二つ目として、打設1日につき1回採取して、初回打設時のみ6回採取する。それから三つ目として、躯体の総体積が50 m³未満の構造物は、初回打設時に1回採取する。今、申し上げたように、四つ目として、ブロック積み等は200 m³当たり1回採取するというような決めになっております。こちらのほうが、林野庁のほうの基準を参考にして設定しておりまして、当面は改訂の予定がないというふうなんですけれども、今、言葉で申し上げましたように、ブロック積み等が200 m³当たり1回という形がございまして、そちらのほうを使っていただくと、毎日毎日というような形ではなくいけるのかなというふうに思っています。また、今までのお話の中

でもあるかと思うんですが、工事の発注者と、よくよくそういったものも詰めていただいて、余分など言っではいけないんですけれども、手間がかかりすぎるようなことを求めているわけではないということがありますので、発注者のほうと協議をしていただければありがたいなというふうに思います。以上です。

【滝沢技術委員】はい。ありがとうございます。また会員さんのほうに伝えたいと思います。

【丸山技術委員長】はい。ありがとうございます。では引き続きまして、出来形管理についてということで、管理基準について、佐久支部、よろしくお願ひします。

【黒澤技術委員】佐久支部です。よろしくお願ひします。写真管理基準は国土交通省に準拠していると思いますが、撮影枚数や、提出頻度に関して長野県の工事では基準以上に求められることがあります。国交省工事では基準以上に求められることがありませんので、基準以上の撮影を求めないか、もしくは県独自の撮影頻度、撮影項目を設けるか統一していただきたいと思います。例を記載させていただきました。また、アスファルト舗装の表層工についてですが、出来形管理基準の厚さの測定は、工事規模に関わらず「1,000 m²に1個の割合でコアを採取して測定」となっていますが、品質管理基準の現場密度の測定では「3,000 m²以下は3個以上、3,001～10,000 m²では10個の平均」で測定することになっております。出来形管理と品質管理でコア採取の数が違うために大変間違いやすいと思います。コア採取頻度の統一をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

【丸山技術委員長】はい。ありがとうございます。それでは、ご回答よろしくお願ひします。

【建設部技術管理室・松林専門指導員】技術管理室基準指導班の松林と申します。私のほうから回答させていただきます。まず写真管理についてですけれども、こちら、写真管理基準に基づきまして、施工計画時に、受発注者協議の上、撮影頻度等を決めているかと思うんですけれども、基本的には基準以上の書類提出を求めることがないよう、発注機関等にも周知してまいりたいと考えております。また、管理基準によりがたい場合は、監督員と協議の上、管理を行うものとされておりまして、施工計画段階で頻度等、確認していただければと思いますので、よろしくお願ひします。表層工のコア採取頻度の統一についてですけれども、こちらは出来形管理基準、品質管理基準につきましても、国交省の基準に準拠して捉えておりますが、出来形管理基準についての測定頻度、また品質管理基準の現場密度、それぞれ管理すべき項目というものが異なっている状況ですので、間違えやすいというところは理解するところではありますが、それぞれ各管理基準に基づいて管理していただくよう、ご理解のほどをよろしくお願ひいたします。以上です。

【丸山技術委員長】はい。ありがとうございます。それでは次の項目で、工事書類の簡素化についてということで、工事しゅん工書類の簡素化等について、大北支部、よろしくお願ひします。

【大北支部・原滋俊技術委員】大北支部、技術委員の原といいます。よろしくお願ひします。座って失礼します。工事しゅん工書類の簡素化等についてということで、県は公共工事における工事目的物の品質確保・生産性の向上を目的として、現場における業務効率化の取り組みの一環として、平成27年1月に、「工事関係書類一覧表」を作成するなど、発注者が求める工事しゅん工書類を明確にしていただきました。更に県は、国交省の「工事書類の簡素化～工事書類は必要最小限に！～」に準じて、「電子納品等に関する発注者との事前協議の徹底」・「紙と電子の二重提出防止の徹底」・「検査時の提出書類の限定」・「書類の多さで工事成績を評価しない旨の徹底」等、工事しゅん工書類の簡素化に対し、一層推進するために取り組みを行ってきています。しかしながら、運用とは別に、思ったように工事書類の簡素化は進んでおらず、まだまだ徹底されていない状況であります。運用以前より、書類の量が増えたなどの意見もあり、多くの受注者から、工事書類の作成にあたって苦情や改善の要望が挙がっていることは、現場において現場代理人等が、工事書類作成に対して相当苦勞している表れであります。工事書類について、業務効率化を進める上で、書類の必要性、書類の提出期限、電子データでの提出等、発注者の業務効率化に取り組み方針（公共工事品質確保・生産性の向上等）を改めていただければと思います。また、平成27年11月から、当初請負金額が1,500万円以上（建築工事除く）については、情報共有システム（ASP）利用が必須となり、更なる工事書類の作成の業務の効率化を図る取り組みが行われていますが、未だにASPを活用し決裁された協議書を紙に印刷し、紙で検査を受け、紙で納品を求められています。ASPを活用した場合の電子データの整理、提出の仕方、しゅん工検査における対応などを明確にすることが、ASPの機能を活かした工事書類の作成に係る業務の効率化を図ることを目的にしているにもかかわらず、ASPが機能してない発注者側の対応を改めていただきたいと思います。受注者側としましては、働き方改革も含め、受発注者パートナーシップ向上を目指すためにも、最重要課題であり、発注者側は工事担当職員への指導・助言を行えるような勉強会等を実施し、習熟させていただくことが重要であると考えます。参考資料として、9ページのほうに、国交省と県工事の比較を作りましたということで、説明させていただきます。10ページのところを見ていただければと思うんですけど、長野県と国交省の工事関係書類の、紙納品・電子納品、比較をまとめたものになります。この写真は国交省さんから引用して、不適切な書類の事例と適切な書類の写真になります。右側の表でいきますと、長野県の紙納品が43種類、国交省では11種類、電子納品では長野県43種

類、国交省 29 種類っていうことで、かなりASP、電子納品のところが、国交省と長野県と差があるように見えます。下のほうに、大北支部のほうでいろんな意見が出てきたものなんですけど、長野県の土木工事しゅん工書類の簡素化が進まない理由として、1 から 11 まで羅列してあるんですけど、主に 10 番のところで、工事書類の二重提出、電子と紙がされているというところが非常に多いかと思えます。災害関連のところで、大幅に書類を削減するっていう話も、松筑支部のほうから意見が出て、これをやってみることで、必要であったりとか不必要であったりとか、判断基準になるかと思えますので、ASPを含めて、データもICTが 50 件以上進む中で効率化を図る中で進んでいると思えますので、書類のほうも効率化を進めていただけたらと思えます。次ページ以降は、長野県の電子納品、紙納品の提出状況と、国交省の電子納品、紙提出状況の表になります。二重丸の部分が電子納品、丸のほうが紙納品ということで比較してありますので、詳細に関してはまた見ていただけたらと思えますので、これからも感想なりご意見を聞かせていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

【丸山技術委員長】はい。ありがとうございます。それでは県のご回答、よろしく願いいたします。

【松林専門指導員】技術管理室基準指導班の松林です。回答に先立ちまして、今回この大北支部の資料を、発注者分、印刷していただきまして、誠に申し訳ありませんでした。それでは私のほうから回答させていただきます。工事書類の簡素化につきましては、いろんな場面で課題となっているところでございまして、今回、参考資料として出されていただきました資料等も参考にしながら、引き続き書類簡素化の取り組みについては行ってまいりたいと考えております。また、情報共有システムにつきましては 1,500 万以上を原則実施ということではございますけれども、その中で、紙の提出の二重提出ということは求めないとしているところではございますが、そういった面もあるということは伺っておりますので、そちらにつきましても、着手時に協議した資料以上のものは求めないと、発注機関のほうに周知してまいりたいと考えております。また、災害復旧の中で書類簡素化と成績評定を実施しないところでございますが、そういったところの状況も踏まえながら、引き続き書類簡素化のほうにも対応するよう今後、検討していきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

【原技術委員】今まで、国に倣ってとか、国に準じてっていうご返答をいくつか聞いてきたんですけど、書類に関しても国に準じていくようになっていくのでしょうか。教えてください。

【松林専門指導員】そうですね。国のほうからも、簡素化につながる部分も含めてなんですけど、効率化とか、あと国の方でもスリム化というところで実施しているところがございますので、こちらにつきましても、国の状況、事例等を見ながら、

実施していきたいとは考えております。ちょっと求めているものが違う部分も県と国にあるというところはございますが、簡素化につきましても、国の取り組み、状況等も確認しながら、書類簡素化のほう、進められるよう検討していきたいと思えます。

【峯村理事】うちの現場で、たまたま1個の工事を、国と県別々に、県境で、右側が県の発注、左側が国の発注という工事で、たまたまうちの現場にあったんですけど。そのときに、書類をどうしたらいいかという事態になって、あと、もう一つ、さっき災害のほうはポイントつけないっていうのも出てると思いますが、伐採の工事、それも点数つけないということで、話が違いますけれども、最初、この代理人が伐採工事で搬出工事なので、点数取るところないので創意工夫、どうしようかというのがあって、違うところを一生懸命、知恵を絞ったんですけども、点数を付けないということになって生き生きとしてるんです。だから、この工事でも舗装工事、単一工種ってなかなか点数取りづらいので、やってるうちに本当に書類が多くなっちゃったら困るのかもしれないし、最初の方で点数取られてプレッシャーかけたのかもしれないですけども、とにかく、点数ありきで書類を作っていると、よくなりがちなので、書類も国のほうは同じ工事でも国のほうは書類なくて済むので、そこら辺のところ、ちょっと考慮して、簡素化に変わっていくのかなと思えます。

【丸山技術委員長】よろしいでしょうか。この件については、ずっと、もう何年来の項目でありまして、とにかく書類が減らないっていうか、やらなくちゃいけない書類はやらなくちゃいけないので、それは当然なんですけど、何分そういう二重提出等々がないようにということで、十分検討していただいて、やっていていただければと思えます。

【建設部技術管理室・玉川副主任専門指導員】国の書類との比較、作成していただいてありがとうございます。ちょっと私ども、そういう認識があまりなかったこともありますので、具体的にどういうところが違ったか、この書類に書いていただいたとは思いますが、あと先ほど松林が言いましたけど、国の書類との標準化ということも、今、考えている中で、「地域を支える建設業」検討会議の中でも議論はしているんですが、なかなか前に進みませんので、具体的な話はまた技士会の皆さんとさせていただきたいということで、今、協会さんのほうにはお願いしているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思えます。以上でございます。

【窪田利行副会長】副会長の窪田でございますけれども、私、大北支部ということでもありますので、この件に関してはちょっと参考になるかっていうお話ししたいと思うんですけど、国交省の完成検査のときにですね、まずチェックリストというのがあります。電子検査のチェックリストというのがあります、それが

ここに書いてございます。18 ページの一番上に、電子検査っていうのが、(11) 電子検査っていうのがあるんですけど、そこに機器名称というのがございまして、パソコンは用意するのはどちらですか、これは通常受注者が用意します。それからプロジェクターは使用しないとかですね。それからモニターは、例えば発注者のモニターを使用するとか、そういう、どちらを使用するっていうふうなものをチェックして、それで完成検査に臨みます。国交省の場合は、従いまして、特にスクリーンは、国交省の場合はもう 4 K 対応で、かなり大きな 70 型ぐらいのスクリーンになっておりまして、解像度も上がっておりますので、ISO の 100 万画素の画質でも、十分解像度がありますので、小さな字も判別できるようになります。そういうことがあるために、紙ベースじゃなくて、データベースで検査が全部されるようになっていきます。つまり解像度が悪いパソコンの、小さなスクリーンでは読み取れなくても、4 K の 70 型ぐらいのもので拡大するんです。例えば名前、建設業許可のこの名前を出してくださいっていうようなことがあれば、それはお示しできますし、それから例えば作業主任者のお名前を見せてくださいとか、そういうのははっきりとお示しできるようになるんですね。従って、国の場合はそういうようなインフラも整備されておりますので、電子検査ができるんですけども、県の場合は、私の経験では、そういうようなものはないと思いますので、なかなか紙ベースの検査から脱し得ないといえますか、どうしても紙ベースじゃないと説明できないものですから、二重提出、特に写真は多分二重提出になっているはずですので、その部分だけでもなくなれば、かなり省力化になるとは思います。だから検査体制を少し見直していただければ、そこは十分、今、国でそのようにできておりますので、できるのではないかなと。参考のご説明です。

【玉川副主任専門指導員】ありがとうございます。そういったところの情報共有を含めて、またご相談させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【関川理事】今、しゅん工検査のときに、各出先でやるんですけど、コンピューターのほうが、Windows とかっていう形で、会社としても新しくなきゃいけないので、持っていくんですけど、向こうで見るモニターが、古いものでつながらないんですよ。そういうのもちょっとお願いします。

【丸山技術委員長】はい。ありがとうございます。今、お話ありましたとおり、「地域を支える建設業」の分科会のほうでもやるということで、事例とかありましたら出してくださいということで打診もありますので、またそのときはよろしく願いいたします。引き続きまして、しゅん工検査等についてということで、しゅん工検査における項目別評価点等について、南佐久支部、よろしく願いいたします。

【中島技術委員】南佐久支部の中島です。よろしくお願ひします。竣工検査における項目別評価点等について、一つ目、項目別評価点の中で、出来形及び出来栄えという項目の中に、細別で品質という項目の点数があります。施工計画通りに施工を行い、設計図書等を遵守して品質管理を行っているが、いつも他の評定より評価が低いです。具体的にどのようなことに注意して管理を行えばよいのかを教えていただきたいです。二つ目、技術センターが現場管理を行った場合は、竣工検査の評価点においても、現場技術員の評価を反映していただきたい。監督員よりも、現場をよく知っているためということです。よろしくお願ひします。

【丸山技術委員長】はい。ありがとうございます。それでは県のご回答をよろしくお願ひいたします。

【松林専門指導員】技術管理室基準指導班の松林です。私のほうから回答させていただきます。1件目ですけれども、品質管理という項目につきましては、基本的には項目別評定点の中の出来形及び出来栄えの品質というところの、各評定者が、品質関係の試験基準を満足しているか、その結果のバラツキ、また考査項目別の評価対象項目、違法条項というのが各工種ごとに定められておりますが、そういったところから判断して評価しております。基本的には基準に基づいて、試験基準を満足しているか、またその施工方法が適切なのか、バラツキ等を勘案して評価しているということで、ご理解いただければと思います。また、技術センターが現場管理を行った場合、現場技術員の評価をしてもらいたいということですが、成績評定につきましては、監督員が評価するということになっております。現場管理を委託した場合につきましては、現場担当者から情報共有等は行っているものと考えておりますので、考査項目別の表に基づいて適切に評価されるよう、その件につきましては、現課のほうに周知してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

【丸山技術委員長】はい。よろしいでしょうか。

【中島技術委員】具体的にどのように注意して管理すれば良いかという点については、いかがでしょうか。

【松林専門指導員】そうですね。成績評定に関していうと、特に品質については、監督員としゅん工検査員のほうで評価しているところなんですけれども、目的物を完成させるために、品質を確保するというのが大前提になってくるかと思ひますので、その中で、品質管理基準というものがござひます。それを満足しているというところは重要になってくるかと思ひますし、基準を確保するというのはもちろん最低限の中で、さらにバラツキがあまりないものっていうのを評価するというような形になっております。また、検査員の中では、バラツキ以外にも、各品質管理を行う上で、各工種ごとにどういった施工方法とか、どういったところに気をつけているか、そういった項目について評価しておりますので、基本的に

はやはり良質な品質を確保するという前提に基づいてやっていただくということで、ちょっとあいまいな回答にはなってしまいますが、ご理解いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

【中島技術委員】はい。ありがとうございます。

【丸山技術委員長】はい。ありがとうございます。よろしいですか。それでは続きまして、指導監査・竣工検査時における内容についてということで、諏訪支部、お願いします。

【諏訪支部・藤森公仁男技術副委員長】諏訪支部の藤森です。よろしく願いします。指導監査・竣工検査における内容についてということで、指導監査にて基本契約書・注文書・請書などの条項や内容、記載文章の言い回し等で、かなり検査時間を費やし、検査時間が大幅に延びた経緯がございます。これら、上記項目は重要なチェック項目だとは思いますが、各々の会社が規定しているもので、現場独自の要項書式ではありません。よって、当該検査の項目ではなく、別の審査機関を設けて、会社総務部などの担当職が審査を受ける等の、現場とは切り離れた検査をお願いできないでしょうか。よろしく願いいたします。

【丸山技術委員長】はい。それではご回答、よろしく願いいたします。

【会計局契約・検査課前田英己主任工事検査員】はい。契約・検査課の前田です。まず、指導監査の内容となりますけれども、指導監査といいますのは、建設工事の施工の途中において、工事が適正に計画され、また、その工事が、請負契約書、設計図書、その他関係書類に基づいて、適正に遂行されているかを監査しまして、受発注者双方に対しまして指導を行っております。特に受注者の皆さまに対しては、施工体制を含む契約書の履行状況、出来形管理と品質管理の状況、施工計画とその実施状況等について行っており、下請けに伴います基本契約書、注文書、請書の履行条件についても確認をしておりますので、何卒ご理解をいただきたいと思っております。なお、全ての工事ではないんですけども、指導監査と合わせて、調査員が元請・下請関係適正化調査ということで、書面でやったり、対面でやったりすることを実施しております。こちらは、別途下請契約についても確認しておりますので、ご了承いただきたいと思います。あと、ご要望にありますように、時間がかかったということなので、今後とも効率的な監査・検査を行いまして、検査時間が大幅に延びないように努めてまいりますので、よろしく願いいたします。以上となります。

【藤森副委員長】ありがとうございます。現場も担当する技術者の能力の差っていうのはあるものですから、できれば会社としての指導をいただいて、それを社内で周知するっていう形にしたほうが、会社としてもいいような気がしますので、またそのようなことを考えていただければと思います。ありがとうございます。

【丸山技術委員長】はい。ありがとうございます。引き続きまして、工事検査員の不可視部分の出来ばえ、出来形確認についてということで、諏訪支部、お願いします。

【藤森副委員長】工事検査員の不可視部分の出来ばえ、出来形確認についてということで、矢板護岸で嵩コンクリートのある現場において、竣工検査時に打設が完了した矢板の出来形、出来ばえを確認していないと管理項目の評定が行えないとの指摘があり、矢板打設後に工事検査員の確認を受けると指導されたことがありました。しかし、工事検査員の検査予定は1カ月も前に予約を入れなければ検査していただけない現状の中で、人手不足もあり、次の工程に入るまでの検査待ちの状態、幾日も作業を止めることとなりますので、監督員の段階確認等で代行するか、又は、指導監査は竣工検査ほど時間がかからないので、日時の予約を1週間前程度で調整していただければと思います。

【丸山技術委員長】はい。それでは回答、お願いいたします。

【前田主任工事検査員】引き続き、前田が回答いたします。こちらにあります出来形、出来栄の確認ということで、出来形は隠れちゃって難しいところでも、写真等では確認できるんですけども、出来栄っていうのはやはり評価するときには検査員が目を見て、この出来、どうだったとっていうのを見ないと評価できないもんですから、できるだけ見たいという要望があって、見れないかというような話をしていると思います。その中で、竣工検査時におきまして、現場での目視による確認が困難な重要工作物につきましては、必要に応じまして、工事の途中で、事前確認というものを実施しております。今回の矢板護岸についても、事前確認をしたらどうですかというふうに勧めた案件かと思われまます。検査予定につきましては、検査員の割り振りや、外部検査員の派遣依頼など考慮しまして、1カ月前に予定を計画しているというところがございます。今回のように竣工検査時に確認ができない場合は、指導監査時に事前確認の有無を確認しますので、事前確認の予定日について、監督員と調整して、早期に予定を行って、予定を確保していただきたいと思います。なお、検査予定については、年末とかこの時期の年度末、繁忙期以外は、急な変更や検査要望にも対応しておりますので、その際は、各センターのほうへご相談いただきたいと思います。以上となります。

【藤森副委員長】今のお話だと、事前確認というのは、じゃあ、指導監査とは別にやっていただけということですか。

【前田主任工事検査員】そうですね。一つは竣工検査のときに、ものが見ればいいんですけど、それが例えば雪で見えなくなっちゃうとか、橋の橋脚で足場が取れちゃって、もうその上まで上がって見えなくなってしまうものは、事前確認ということで、竣工検査と同じように、出来形、出来栄の確認をいたします。

【藤森副委員長】分かりました。周知するようにいたします。ありがとうございます。

ます。

【丸山技術委員長】はい。ありがとうございます。いいですか。関連質問なんですけど。矢板っていうことに関していえば、施工途中で、例えば上に嵩コンとか載っけちゃった場合は、これ、出来栄えって見えなくなっちゃうと思うんですけど、今、質問が矢板の場合はどうなのかなということ挙げたのかなと思うんですけど、そうした場合も、そういう次工程にすぐ移らないといけない場合、時間が合わないとかあったときに、空いちゃうんで、どうしようっていう質問だと確認したと思うんですが、その辺はどうでしょうか。要するに出来栄えで、上に矢板を打ち終わって、矢板打ち終わったときの通りとか、そういう出来栄えだと思うんですけど、例えば上にあると、嵩コンクリートでポンと載っけちゃった場合には、当然それは見えなくなってくると思うので。

【前田主任工事検査員】それで、多分見えなくなってしまうので、事前確認をして、そこで1回検査を受けたらどうですかということをお勧めしていると思うんですけども。

【丸山技術委員長】その事前確認っていう項目がやっぱりあって、そこは通常、段階確認という認識の下で、監督員さんの確認を受ければいいというような認識でいたんですけど、やっぱり検査員さんが来て確認しなくちゃいけないという項目なのか、すいません、私もちょっと存じ上げてないので。

【前田主任工事検査員】全部が全部、事前確認をしなさいっていうことではなくて、段階確認は当然、段階確認でやってもらっているんですけども、うちのほうは、最終的な竣工検査をするときに、そのものが竣工検査としてのもが見えないとか、検査ができないとかいった場合に、検査のできるときに見ましようという、いわゆる竣工検査の一部として、事前確認をその部分だけやりますという解釈でやっているんですよ。

【丸山技術委員長】要するに、通常でいうところの、例えば雪で埋もれちゃって見えないとかっていうようなものと同じということで。

【前田主任工事検査員】はい。もうちょっと具体的に言いますと、例えば橋の下部工を造るときに、下部工の場合、直接基礎の場合と、杭を入れる場合あるじゃないですか。杭を入れたときに、杭は当然その下に埋まっちゃうので、その上から下部工を建てるので、じゃあ杭も事前確認必要ですかっていうと、下部工として一体の発注になっていけば、竣工検査で主たる工種で見るのは、あくまでも下部工、土台になりますので、杭の部分は段階確認で済ませましたっていうのも、それは全然問題ないんですけども、それが今度、下部工で最後の検査を見るときに、今度は出来栄えっていう評価が検査員に求められているので、そのときに出来栄えが今回見れるので、そこで評価ができるという解釈をしております。

【丸山技術委員長】それは写真では駄目っていうことなんですか。やっぱり現場

で確認しないと駄目ってことなんですか。

【前田主任工事検査員】そうですね。出来栄えはあくまでも目で見て、とおりに、端末処理とか、いろんな項目があるんですけども、そういうのを全部勘案して、クラックもそうですけども、見て決めております。

【丸山技術委員長】検査課から来て確認しなくちゃいけないという。

【前田主任工事検査員】うちが行く会計センターが検査をやる場合と、各建設事務所が検査員となってやる場合がありますが、いずれにしても検査員が目で見て確認して、出来栄えの評価をして、やっているのが実態でございます。

【丸山技術委員長】そうすると、例えば、検査課さんのほうから来られない場合、主任監督員とかいらっしゃるじゃないですか。で、要するに、業者のほうでやっぱり時間的な制約もありますんで、例えば1週間後とか駄目だって言われても、そこで次工程に移らなくちゃいけないっていったときには、やはりもうすぐワンデーじゃないですけど、すぐやっていかななくちゃいけないので、なるべくその辺も、時間的ロスがないような対応をしていただきたいというように。

【前田主任工事検査員】そうですね。で、今回の回答の中では、事前確認は省略はできないので、日程の変更とかは、今回は中止だとか、また来月に回しましたとか、もうちょっとこの期間に事前確認やってくださいとか調整はできますので、そのときは指導監査を受けたときに、これは、こういうふうに見えなくなっちゃうとか、足場がなくなっちゃうので、事前確認としてお願いしたいという話を、検査員のほうに伝えておいてもらえれば、監督員もそれは事前確認が必要だっていうことで、日程を、いわゆる検査員の日程を大体確保してもらえれば、あとは皆さんの調整に従って、すぐできるといった状況になります。

【丸山技術委員長】はい。承知しました。よろしいですか。

【山本技術委員】ちょっといいですか。事前確認の、こういうものは事前確認が必要だよっていうのは、竣工してでないと分からないじゃ困ると思います。ですから、事前に分からないと、事前確認をこれはやったほうがいいんだよということになりますので、これっていうのは、特別、何、こういうものがっていうのは決めてはないんですか。

【前田主任工事検査員】重要工作物って、一応決めてありまして、その中でもさっきのように、雪で見えなくなっちゃうものとか、足場が外されて上に上って測れないものとか、そういうものを事前確認するっていうふうに決めてますので、そこら辺は。

【山本技術委員】事前には分からないわけですか。それは検査員の方が指示してくれないと分からない。

【前田主任工事検査員】いえ、それは監督員さんも認識して、これは事前確認が必要かどうかっていうのを確認しますので、これは別に通常の竣工検査でもでき

ますっていう。

【山本技術委員】今回の例は事前に分からなかったから、しゅん工検査でこういう指摘を受けちゃったということだと思いますんで、そこら辺がはっきりしないと。

【前田主任工事検査員】そうですね。だからそうならないように、すいません、うちもその指導監査は工事の途中、3分の1ぐらいで行きますので、そのときに受発注者間で、これは事前確認が必要ですかっていう確認をとっておりますので、ここで話していただきたいと思います。

【山本技術委員】南信の例ちょっと例で言いますと、最近、吹付工事が頻繁にやられていまして、事前確認を、吹き付けが終わった後、その後、ネットを掛けるっていう工種が残っているんですけど、出来栄え以外の、出来栄えじゃないと思うんですが、その段階、吹き付けが終わった段階で事前確認やるっていう指導が来て、やったという経過がありまして、非常に我々では想像も付かない、後でもいいんじゃないかなと思ったということもあつたんですけど、そういうのが分かるように、今後、指導していただければ助かるなと思いますけれども。

【前田主任工事検査員】分かりました。多分、南信の会計センターさんが、自分たちで検測とかが上まで上がれないから、事前確認したいと言ったと思うんですけども、何かしら多分意図があつたとは思いますが。

【山本技術委員】理由はお聞きしておりますんで、理解はしておるんですけど、やはりそれが事前には分からないっていうのが、今の現状です。これは見るよ、これは見ないよっていうのが分からない。重要構造物というのは分かります。橋台、足場を取ってしまうと、もう上がれないからとか、そういうのは分かるんですけど、今みたいな例、矢板についても分からなかったんじゃないかなと思う。そんなふうに理解するんですけども。

【前田主任工事検査員】そうですね。皆さまが迷うような案件に対しては、うちのほうも原理的に確認はしていきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

【丸山技術委員長】はい。ありがとうございます。引き続きまして、工事施工中の指示等についてということで、急な変更について、須坂支部、お願いします。

【須坂支部・山口修司技術委員】須坂支部の山口です。よろしくお願ひいたします。急な変更について、現場作業終了頃増工になり、材料待ちも含め1カ月程度現場作業が延びてしまいました。早めに分かっていたら、終了時期は同程度になったと思われまふ。増工及び変更があれば、早期に知らせていただきたいと思ひまふ。以上です。

【丸山技術委員長】ありがとうございます。県の回答、よろしくお願ひいたします。

【今吉副主任専門指導員】技術管理室基準指導班の今吉です。よろしくお願ひし

ます。現場終了頃ということで、通常はその頃にもう現場のほうも片付けに入る頃ですので、その時に増工ですとか変更協議という形は当然、時期では遅すぎると思いますので、そこは極力早期に行うよう、発注機関に周知してまいりたいと思っております。なお、正式な回答といえますか増工ということは言えないにしても、できるだけ早めに、可能性についても監督員と現場代理人さんもコミュニケーションをとっていただいて、このようなことがないような形に図っていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

【丸山技術委員長】よろしいですか。

【山口技術委員】はい。ありがとうございます。

【丸山技術委員長】引き続きまして、点字ブロック施工に関する変更についてということで、同じく須坂支部、お願いします。

【山口技術委員】引き続きお願いいたします。点字ブロック施工に関する変更について、アスファルト舗装の歩道部に設置する点字ブロック積算は、ブロック設置手間のみです。実際は、アスファルト切断、アスファルト剥ぎ取り・運搬・処理、路盤鋤取り・運搬・処理、敷き砂、ブロック設置の手順になりますので、設計変更していただきたいと思っております。以上です。

【丸山技術委員長】はい。では県のご回答よろしく願いいたします。

【今吉副主任専門指導員】技術管理室基準指導班の今吉です。積算基準では、新たに点字ブロックを設置する歩掛りの積算基準になっておりまして、その中には舗装の砂とかそういったものが含まれておりませんので、新たに設置する歩掛りとして、積算基準はなっております。維持工事等で、既設の舗道に新たに点字ブロックを設置する場合等は、舗装部の切断ですとか、取り壊し等が発生すると思っておりますので、そういったものは、点字ブロック設置工事には含まれておりませんので、監督員と協議を行って、変更できるものは変更という手続きになろうかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【丸山技術委員長】よろしいですか。

【山口技術委員】はい、分かりました。

【丸山技術委員長】はい。ありがとうございます。それでは一番最後の質問になります。発注者受注者のコミュニケーション解消方法についてということで、私のほうからご説明いたします。意見交換会を各支部等毎年開催しておりますが、コミュニケーション不足（見解の相違）による問題が散見されております。その都度の対応により解決できたことも、変更計上できなかつたという事例が、多々あると感じます。コミュニケーション解消方法について発注者、受注者双方による、良いアイデア等があれば、アドバイスといえますか、ここでディスカッション等々させていただければと思います。ここで例なんですけど、この一番最初のやつは、何年か前に大北支部さんのほうからお話がありまして、変更協議等のと

きに、一対一でやっちゃうと、どうしても発注者さんのほうが有利な形で、業者のほうは、言われるがままみたいな形になっちゃいますので、第三者的な立場で、必ず2名以上の出席をさせていただきたいとか、先ほどもお話ありましたとおり、施工計画書の準備段階において、準備工の前段階の打ち合わせ、それは実際に国交省のほうでも多々やっておりますので、そういうものを取り入れていただきたいとか、あと工事途中での変更についても、一緒なんですけど、やっぱり一対一、例えば協議書を上げて、全然回答していただけないとか、先ほどのASPじゃないですけど、上げたつきり、こっちからいってもさっぱりなしのつぶてで、どうなりました？って、メールを打っても、メールさえ返ってこないとか、そういうものもあります。それからまた、この意見交換会、こういうのがあるんですけど、こういう内容が、やっぱり末端までよく周知されていない。われわれ業者のほうもそうなんですけど、施工者のほうもそうなんですけど、せっかく、こういう良い機会でもやっても、この場で終わってしまっている。本当の若い者が本当に困ってるんですけど、そういう話がうまく伝わっていない。伝わっていないもの、受注者も発注者もそうなんですけど、お互いで、「そんな話知らない」とか。やっぱりそういうときには、第三者的に、こういう席に出ている皆さん、もしくは一緒にいていただければ、だいぶ今回の質問もあるんですけど、もっとこの倍ぐらいあったんですけど、だいぶギュッと凝縮して入れております。こんなの、本当に入れられないとか、だいぶきつい言い方もあるんですけど、本当に、果たしてこれは発注者さんの、監督員さんのほうの責任だけなのっていうような問題も、この際だから上げちゃえみたいなような問題もあります。せっかく、この、県の皆さんと技士会のそうそうたるメンバーで話をしているんで、もっと活発に、ブレインストーミングじゃないですけど、人の意見は批判しないということで、好きなことを言い合えればなって、そんな席なので、割と第2部のほうではそういう話が、あるんですが、もうこの席でも、本当の本音を言い合えればなと、本当にこの後については、あまりここで述べたくないなっていうんであれば、あれなんですけど、いい案がありましたら、挙手をしていただいて、どんどんと発言していただければと思うんですが、いかがでしょうか。はい、お願いします。

【中島主任専門指導員】技術管理室の中島です。多々、こちら側に責が、責と言っちゃあれですが、原因が多いことも多いと思います。先ほど、室長も言ったんですけども、担当者とやっていただくだけでは解決しないということもあるかと思っておりますので、係長もしくは課長も踏まえて、こういうことはこういうふうにはやってももらえないかっていうことを、もうちょっと、現場現場っていうんですか、事象事象で、こう、その場で解決していける土壌というか雰囲気、こちらも必要なのかなと思うんですけど、われわれは、担当者で話が通じないんなら、係長もしくは課長まで来てくださって、言ってるんですけど、やっぱり行きづらさも

んなんでしょうか。

【丸山技術委員長】大変行きづらいです。こういう席に出ているわれわれは、何でも好きなことをズケズケ言えるんですけど、本当に若い子たちっていうのは、その子にもよるんですけど、言われちゃうと、もうシュンとしちゃう。下向いちゃう。もう言われるがまま。「そんなのいらないよ」と言われれば、「ああ、そうですか」。しかも電話で、まずアポを取ってからでないと、何しに来るんだみたいな話で、協議書をあげても協議の内容すら、よく分かってないで協議あげちゃうので、それはこちらの責任もあるんですけど、だからちょっとその辺も含めて、もっとう優しい目で見ていただければなど。

【中島主任専門指導員】ここに書いてある、1人だとやはりお互いに感情的になっちゃうか、というところもあると思いますので、2人以上で相席して会話するっていう、打ち合わせするっていうのは、良いことだと思いますので、そうすると、こちらの係長もぜひ出てくださっていうルールになっていけば、こちらも、発注者の担当と係長、もしくは課長はあまりいないと思うんですけど、担当と上の人が出て打ち合わせる。受注者さんも、主任技術者の方、現場代理人の方、もしくはそれともう1人、もうちょっと強く言える人が来るとか、そういうので、やはり日々のモヤモヤを残していかないっていうのが良いかなと思うんです。

【丸山技術委員長】そうですね。要するにコミュニケーションの一言で済んじゃいけないんですけど、見ていると、やっぱり会話がな、萎縮しているというところもあって、良くしようと思って言っているんですけど、あからさまにこんこんと言われちゃうと黙っちゃって、「もっとうこういうふうにしたほうが良いんじゃないの、もっと考えてきてよ」と言われても、考えるまでにいけるだけの頭の中の整理もないし、まずもって官庁に行くっていうことで、もう既に足が重くなる。明日行かなくちゃいけないとか、検査前とかドキドキしちゃうとか、本当に皆さんの、こちらにこうやって上にいらっしゃると、もう本当に怖い顔にしか見えないんで、もっと柔和な。昔、そこにいらっしゃる萩原さんは役所に行くと、発注者のところに行くと、私、初めて言われました。「いつもお疲れさまです。工事本当にありがとうございました」って言われて、そういう監督員さんばかりがいればいいんですけど、本当にもう、何しに来たんだみたいな顔をして、ぐーんってやられちゃう方もいらっしゃるんで、そういう土壌風土、それがひいては若い人がもっと発注者のほうに行きやすいような環境づくりも、お互いにつくっていかないと、せつかくこういう意見交換しても、意見交換しただけ。毎年毎年、同じ質問きり挙げて、同じ回答が返って、それに対する回答も何だかうやむやで、「監督員と協議してください」「周知します」っていう回答きりなんで、前に進まないんで、もうこういう話は、正直、何年も前から、そういう話じゃなくて、もっと突き詰めた根本的な解決方法なんかあればなどと思うんですけど、い

かなもんでしょうかね。皆さん、やっぱり考えていることは一緒だと思うんで、せっかくこういう機会もあるので、この際だから言っちゃえみたいな方、いらっしやればなど。どうでしょう。

【技士会役員】係長が同席するであったりとか、ルール作りっていうのがあると、非常に現場担当者がそういうルールに則ってくってというのが、やっぱり必要かなと。また、協議するとき、こうすれば変更をうまくできるんじゃないかなとかいうところのアドバイスをいただければ、担当者もそういった協議書作りであったりとか、そういう内容をまた習得して後輩たちにも繋がってくるでしょうし、また相談しやすい環境っていうのをつくっていかないと、受発注者間のコミュニケーション、情報共有っていうところであると思いますので、同じ方向を向きながら、良いものをつくるっていうところをお願いできればと思います。

【丸山技術委員長】他に皆さん、どうぞ。

【関川理事】私も現場、結構やってたときには協議に行ったときに、やっぱり打ち合わせするところっていうのは、課長、係長のすぐ横ぐらいの所でよくやっていたんですけど、たまに問題あれば、事務所全体が、この現場だって分かるのがあるんですけど、課長にお願いするわけでもないけど、聞き耳を立ててくれて、途中参加してもらったりとかっていうことが、以前あったので、協議しているときに聞き耳立てて、問題をもし、必要であれば途中参加してもらえれば、助かるのかなと。現場代理人が課長へ直接っていう、今、話ありましたけど、行く人もいますけど、なかなか声掛けにくい人もいますんで、そういうことでお願いします。

【中島主任専門指導員】大事なところで、オープンスペースで協議するのが大事ですよ。会議室とかなんかではやらないですよ。

【関川理事】混んでれば、あるかもしれないですけど、基本、近くでやってもらったほうがいいんじゃないかなと。

【中島主任専門指導員】こちらもできるだけ課長の前とか、テーブルで協議させてもらうようにすればいいですね。

【技士会役員】お互い詰まったときに、周りから、こうすればいいんじゃないかっていう話も出てくるかもしれないので。それから、最初にありましたけど、今回の問題についてですけど、結構、担当と協議をしてくださいということで終わっているんですけど、この話も担当のほうへ周知し、こういう課題ありますよっていうことが、ちょっと頭があれば、写真管理にしても、基準の写真の枚数はありますけど、基準に当てはまらないところのはどうするかという話がありましたけど、どうして協議しているかと、これ、お互い知っていれば、できるだけ少ない写真でクリアしようじゃないかっていうことで、話ができるんじゃないかなと思いますので、お互い共有していただき、今日の話も周知できればいいかなと思

っております。以上です。

【中島主任専門指導員】これはあれですか、技士会さんとの打ち合わせは、発注機関にも周知しているんですね。一応、こういう内容で打ち合わせて、こういう回答をしたっていうのは、発注機関に周知はしてますので、ちょっとそこを、しっかり見てるか見てないかっていう問題はありますけれども。あと、両方の手間の問題になっちゃうかもしれないですけど、各支部で、技士会さんで、建設事務所と、年1回は打ち合わせして、意見交換やっておるんですけど、これ、1回だけでよろしいですか。たとえば、年2回ぐらいやって、お願いしたことがどうなりましたかとか、1年置いて、まだやってる最中というよりは、半年ぐらい経って、あまり大げさにやるのは大変でしたら、ちょっと人数を絞って、話しやすい人だけでやるとか。所長も来るから、大事になっちゃって嫌だということもあるとは思いますが、係長だけ呼んでやるとか。

【丸山技術委員長】正直っていいですか、できれば若手の監督員さんも一緒に同席していただければなと思いますね。やっぱり係長以上なんですよ、出席される方が。現場出てらっしゃる、実際に担当している方も、一緒に出ていただいたほうが、そういう話も実際、直に伝わりますし、昨年、私、北信のほうなのですが、質問を挙げたことに対して、事前に所長さんのほうから、担当さん呼びつけて、こんなことあったんか、何やってんだみたいなことで、だいぶ事前に叱責じゃないですけど、そういう話もあったって聞きます。だから、それをされちゃうと、やっぱりお互いにやっているの、そういうことを言いたいんじゃないで、そういうことがないようにやりたいんで、あったのはあったでもう事実なのでこれはしょうがないですけど、再発しない、同じようなことは起こさないみたいなことを含めて、そういう若手の皆さんも積極的に出ていただけるような環境作りもしていただければなと切に願います。

【中島主任専門指導員】一つのあり方としては、1回目は若手だけ、若手だけというか、係長以下で、技士会支部の方と意見交換して、もう一回は、通常やっているみたいに上の人だけ出てくるっていうパターンもありっていう感じですか。

【丸山技術委員長】その辺はお任せします。あの時間的な余裕が、大変、皆さん、お忙しい方たちですし、担当者レベルだけといっても、なかなか出ていただけないというのが実情だと思いますので、その辺は検討課題ということで、先ほどのまたありました分科会のほうで、国交省のほうとの書類の簡素化等も含めまして、実際どうなんですかというところを。書類も何年も前からやっているんですけど、何が多くて、何がいらなかったっていうところが、ただ、あいまいになって、その都度、なんか多い少ない、いっぱい出してる。じゃあ何がいっぱい出してるのというところが、非常にあいまいで、ただ書類の簡素化っていうのも、やっぱり必要な書類は必要な書類として、作らなくちゃいけないものは作らなくちゃいけ

ないんだっていうことも、全部、周知しないと駄目なので、そこも含めて、明確にしていってほしい。だいぶ明確にはなっているんですけど、やっぱりまだ、そうは言いながら、昔ながらのこうだから、ここの現場はこうだからっていうところもありますので、そういうことのないように、基準に則って、提出するものは提出する、いらぬものはいらぬっていうふうにしていただければ。ほかはどうでしょう。

【山本技術委員】今、話があった中で、ちょうどこういう事例があったので、紹介します。飯田支部では、今、技士の方とか係長以下の方、大体30名ぐらいお集まりいただきまして、グループ討議っていうのをやっております。そのグループ討議の内容は、われわれ業者側から出た要望事項だとか、質問事項、ダメ出しのようなそんな文章っていうか項目もありますけど、それを、答えを求めるんじゃないで、これはどう思うというやり方で、意見交換といいますか、意見討論をやっております。それもここ20年ぐらいになりますけれど、毎年11月ぐらいにちょっとやっております、成果があったかと言われると、ちょっといろいろありますけど、そういう中では、今も委員長さん、言われたような、上の人ばかりじゃなくて、若手とも、われわれの若手同士で討論会をやっているっていう、そんな事業も続けてやっておるところであります。そういう中で、またそういうのが良い例になれば、また他の支部さんでも、若い方との、われわれの若い社員との意見交換ができるんじゃないかなと、そんなふうに思います。その毎年やっている中で、私、個人的な意見でもありますし、皆さんから出た意見でもありますけど、長野県の職員の方が、現場に最近来なくなっちゃったと。そんな話が、何度も出ております。お忙しいというのは分かりますけど、できれば、月1回、2回、現場に足を運んでいただいて、現場のやっているところを見ていただければ、先ほどのような、鉄筋の量の話で、打設が大変だよっていう、そういう苦労をしているところも分かりますし、今後のために、設計変更とかのためにも、いろいろ見ていただけたほうがいいかなっていう、そんな形あります。現場に来ていただければ、われわれ職員と、ここの中でもコミュニケーションをしっかりとれるなど、そんなふうに思いますので、ぜひちょっと、パーフェクトな事例ではないかもしれませんが、そんなような意見交換の中で出て、そういう議論をするというのも、一つのいい経験だったと思いますので、ぜひ職員の方にも現場に来ていただけるような、そんな環境作りを、またご指導のほうをいただければと、そんなふうに思います。

【中島主任専門指導員】そのグループ討議っていうのは、うちの発注者も混ぜてのグループ討議ですかね。

【山本技術委員】はい。係長さん、補佐さん以下、技士さんまで。

【中島主任専門指導員】それと技士会の皆さん。

【山本技術委員】技士会の会員の中の若手から中堅も含めて、グループ、4グループぐらいに分かれてやっております。ご報告があったかどうか分かりませんが、非常にコミュニケーションがとれる一つの間じゃないかなと。

【野島会長】すいません。一言付け加えさせていただきます。私も飯田支部の所属になっておりますので。1年に1度、11月の下旬頃予定をして、ちょうど今、発表した山本さんが技術委員会総務技術委員長ということで、いつも段取りをしていただいておりますけど。やるときは大体1日ばかりです。午前中、現場を見にいきます。みんなで見にいきます。要は、先ほど言いましたように、各係長級以下の方と、技士会、30名、30名ぐらい集まりまして、いろいろなところに行くんですが、県の現場メインで見させていただいて、午前中、一緒にいろんな現場を見たりして、お昼を挟んで午後から、グループ討議ということで、30名、30名ですから60名を3グループから4グループに分けて、別にテーマは決まっているわけではありません。思っていること、要はここに書いているようなことを、前もってある程度は出してあるんですけど、答えがあるという、多分こういう会議というのは、質問を全部出して、答えがもう最初にある状態で始まっています。そうではなくて、要は、若手の人たちが思ったこと、いつも疑問に思っていること、監督員がもっとこういうふうにやったらいいんじゃないかということをお互い討論し合う。それから、係長級以上の方は、別に固定したグループにいるんじゃないで、いろんなところを見ていただいたりだとか、アドバイスをいただくという形で、係長がどんどん発言するということとはございません。いろんな討議を聞いている中で、いや、それはこういうふうだということはあることはありますけれど、係長が出てきてこういう話をすることはありません。若手が話していることに対して聞いているっていうのが、一応基本になっております。私は見てて、良いなというふうに感じます。ストレスの発散場所のようなところにもなっているんですけど、上から押しつけられることがありませんので、受発注者とも、意外と自分が疑問に思っていること、こういうふうにしてほしいっていうことは、結構発表できるんじゃないかなっていうふうになっております。結構、13時から始まりまして16時頃までですか、3時間、みっちりやるんですけど、長いようで、意外とやっていると短いような感じで見えております。最後はグループ討議の発表をして、最後の評価をいただきながらやっております。ぜひとも、いろんな支部で、チャンスがあれば臨んでいただきたいなというふうになっております。何か、支部長、ご意見があれば。

【棚田理事】もしよろしければ、その報告書を、素晴らしい報告書を、支部の委員長が山本委員長が作って、毎回建設事務所なんかにもご提出したものを作りますので、それを見ていただければ、結構その様子が分かると思いますので、参考にしていただきたいと思います。

【丸山技術委員長】はい。ありがとうございます。以上で、質問の方は全て終わります。ここで、とくになければ、長野県のほうからまとめをいただければと思います。よろしく願いいたします。

【中島主任専門指導員】今日はどうもお疲れさまでございました。かなりやっばり耳の痛い話もいただきましたけれども、キーワード、キーワードという大変ですけども、働き方改革、生産性向上、この二つ抜きでは、今後、やっばりこれからの建設業は難しいかなという中で、その辺は加味しながら、品質確保っていうのはマストでいきたいというところがございます。ちょっといろいろ個々、お話しするとあれなんですけれども、毎年出ているっていう支障物件の話とか、設計図書を含む現地調査の不足、それについては本当に申し訳ございません。できるだけ、こういうのをなくすようにやっていきますので、よろしく願いします。併せて、そういうものについては施工条件の明示をしっかりとすることでございます。あと、工期ですとか、この辺はもう働き方改革につながっていくものがございますので、こちらもしっかりとっていきたいと思いますし、技術者の兼務のお話もありましたけど、これはやはり人手不足からのお話だと思います。生産性向上につきましては、ICTが昨今、こちらのほうもお願いしてるんですけども、なにせ過渡期、国のほうではもう「貫徹の年」とは言っているんですけど、過渡期なのかなと。このICTはあくまでも生産性向上の手段であって、それは目的ではない。ただ、目的ではないんですけど、ここを避けてたら、避けてることは、もうちょっとそれは明日はないなっていう感覚を持ってもらったほうがいいのかと思います。ICTについては、できるだけ積極的に取り組む。これはもう生産性向上のためということで、それは一つの手段でございませうけれども、ここはできるだけ、できるだけというか、避けない。われわれも避けないで、頑張っていくので、よろしく願いしたいと思います。あと、コンクリートの配合とか、出来形管理、この辺はもう品質確保にかかわる問題でございませうので、またこれからも、何とぞよろしく願いしたいと思います。あと設計の変更に関しては、歩掛とか何かもございまして、国の基準があるもので、怒られてしまいますけれども、ちょっと県独自では何ともできないものもございませうので、その辺はご容赦いただければと思います。やはりこちら口がごによごによしていたんですけども、書類の簡素化、これがやっば、一番大事かなと思います。これはもう本当に、働き方改革に直結するものがございますので、これは、こちらも逃げないでやっていきたいという、私がやるんじゃないじゃなくて、担当の者がやっていくんですけども、そういう覚悟でやってかなくちゃいけないのかなと思います。ぜひ、皆さんのお力、お知恵を貸してもらいながら、いろんな方面にやっていくのもいいんですけども、やはり書類の簡素化について何とかしていこうっていう一つの目標をたてて、この技士会としてやっていくっていうのもありなのかなっ

ていうのを、ちょっと今日、聞いてて思いました。いずれにしろ、良いものを造って、末永く残すということは、われわれ公共工事をやっている者の宿命でございますので、それに向かって、また技士会の皆さまと力を合わせてやっていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。まとまりません、そんな感じです。

【丸山技術委員長】ありがとうございました。これにて意見交換会のほうを閉じたいと思います。今まで委員長としまして、務めてきましたが、ありがとうございました。これにて終了します。ご協力、ありがとうございました。

以上